

別表第2（第12条関係）

区分	管理基準
安全確保対策	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業区域内に関係者以外の者が容易に立ち入ることができないよう、フェンス等を設置する等の安全対策をとること。</li> <li>2 フェンス等の使用材料は、簡易なものではなく第三者が容易に取り除くことのできないものとする。</li> <li>3 火災、土砂流出等の災害が発生した場合、又は周辺に緊急事態が発生した場合において、発電事業者と連絡ができるよう太陽光発電設備の名称、設置場所の住所、発電出力、発電事業者及び保守点検者の名称、連絡先その他必要な事項を記載した管理看板を事業区域内の見やすい場所に設置すること。</li> </ol>
保守点検	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 発電事業者は、事業区域の定期的な保守点検、除草及び清掃を行うこと。</li> <li>2 太陽光発電設備の設置により周辺環境に影響（事業区域内からの雨水流出、発電設備からの騒音及び振動、太陽光パネルの反射光等をいう。以下同じ。）を及ぼしたと認められた場合は、速やかに改善措置を講ずること。</li> </ol>
災害等発生時の対応	<p>災害その他の事由により太陽光発電設備の異常が発生し、周辺環境に影響を及ぼした場合は、速やかに対処するとともに、その対応結果を市に報告すること。</p>